

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北栄町は、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県北栄町長

公表日

令和6年11月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 【特定個人情報を取り扱う事務】 ①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務
③システムの名称	特別定額給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給対象者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第74条 ■情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北栄町総務課 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1 TEL:0858-37-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北栄町総務課 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1 TEL:0858-37-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手を介する作業については以下の対応をとっている。 ・特定個人情報を含むデータをUSBメモリで取り扱う際は、暗号化、パスワードによる保護を実施している。 ・書類保管については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類等を廃棄する際は、通常の書類と分けて管理し混同しない状態にしている。 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いなければアクセスできない。 ・特定個人情報を含むデータをUSBメモリで取り扱う際は、暗号化、パスワードによる保護を実施している。 ・書類保管については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類等を廃棄する際は、通常の書類と分けて管理し混同しない状態にしている。 以上のことにより、部外者に当該事務の特定個人情報が漏洩するリスク及び紛失するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月9日	I /1 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	以下を追記 【特定個人情報を取り扱う事務】 ①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務	事後	
令和6年10月9日	I /3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第74条	事後	
令和6年10月9日	I /4 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第59条の4 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日 付け府政経第425号) (情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト 改版後に可能となる予定。それまでの暫定的な措置として、「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続を転用) ■情報提供 なし	■情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第74条 ■情報提供 なし	事後	
令和6年10月9日	IV/8 人手を介入させる作業	未記載	・人為的ミスが発生させるリスクへの対策 「充分である」 ・根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手を介する作業については以下の対応をとっている。 ・特定個人情報を含むデータをUSBメモリで取り扱う際は、暗号化、パスワードによる保護を実施している。 ・書類保管については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類等を廃棄する際は、通常の書類と分けて管理し混同しない状態にしている。 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「充分である」と考えられる。	事後	
令和6年10月9日	IV/10 最も優先度が高いと考えられる対策、判断の根拠	未記載	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【判断の根拠】 ・情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、 ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いなければアクセスできない。 ・特定個人情報を含むデータをUSBメモリで取り扱う際は、暗号化、パスワードによる保護を実施している。 ・書類保管については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類等を廃棄する際は、通常の書類と分けて管理し混同しない状態にしている。 以上のことにより、部外者に当該事務の特定個人情報漏洩するリスク及び紛失するリスクへの対策は「充分である」と考えられる。	事後	